## 2014 年度 國學院大學法科大学院

## 《Ⅲ 期 法 律 科 目 試 験》

## 憲法

## ● 注意事項

- 1 試験時間は、14時45分から15時45分までです。
- 2 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 3 解答用紙への記入は、黒もしくは青インクのボールペンまたは万年筆(ただし、インクが プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)を使用してください。これ以外のものを 使用した場合は、無効となります。
- 4 訂正をする場合は、明確に線で消してください。修正液等は、使用しないでください。
- 5 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の印刷不鮮明等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 6 解答用紙には解答欄以外に次の記入欄があるので、監督者の指示に従って、それぞれ正し く記入してください。
  - ① 受験番号
  - ② 氏 名
- 7 問題の内容に関わる質問については、お答えできません。
- 8 「六法」は、貸与する『ポケット六法』以外使用できません。また、毎試験終了後、『ポケット六法』は回収します。
- 9 解答中に解答用紙を毀損した場合、手を挙げて監督者に知らせてください。監督者の確認 後、新しい解答用紙と交換します。
- 10 携帯電話等は、時計としての利用も認められていません。必ず電源を切り、鞄などの中にしまって、身につけないでください。
- 11 試験開始後、終了まで原則として退室は認めません。
- 12 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。いかなる理由でも解答用紙は、持ち帰ることはできません。
- 13 体調が悪い場合は、手を挙げて必ず監督者に伝えてください。

問 次の文章を読んで、以下の設問に答えなさい。

Y県屋外広告物条例は、Y県における美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために (第1条)、橋梁、電柱、電信柱、街路樹及びこれに類するものにビラ等を貼ることを禁止し(第 4条)、違反者に対して5万円以下の罰金に処する旨定めていた(第10条)。

Xは、「人類の危機が迫る。原発反対。電力会社に原子力で作った電気はいりませんと電話しよう。」と記したビラ30枚(A4用紙大)をY県庁舎付近の公道上の電柱、電信柱に糊で貼付した。 Xは、Y県屋外広告物条例第4条違反で起訴されたが、無罪を主張している。

[設問1] Xの憲法上の主張を示しなさい。

[設問2] Xの主張に対する反論を示しなさい。